

〔論文〕

睡虎地秦墓竹簡積文註解(三)

高橋庸一郎

はじめに

この拙稿は『阪南論集・人文・自然科学編第二十四卷 第四号』、『睡虎地秦墓竹簡積文註解(一)』につづくものである。前稿では『編年記』の昭王四十五年から今上(秦始皇)四年までの註解を試みたが、本稿では今上五年から、この『編年記』最後の年に当る今上三十年までの註解を試みた。写真図版では解説困難な所が多く、文物出版社刊行の『睡虎地秦墓竹簡』(本文中では『単行本』と略称した)の積文に負う所が多かったという点は、前稿と同様である。

《編年記》積文
《史記、秦始皇本紀》などに於ける同年関係記事

(1) 五年 ○將軍驚攻魏、定酸棗、燕、虛、長平、雍

丘、山陽城、皆拔之、取二十城。初置東郡。

(2) 六年、四月、爲安陸令史。○韓、魏、趙、衛、楚共擊秦、取壽陵。秦

睡虎地秦墓竹簡積文註解(三)

(3) 七年、正月甲寅鄆令史。○將軍驚死、以攻龍、孤、慶都、還兵攻

(4) 八年、○王弟長安君成蟜將軍趙、反、死屯留、軍吏皆斬死、遷其民於臨洮。將軍壁死、

(5) 九年、卒屯留、蒲鶮反、戮其屍。
○攻魏垣、蒲陽。四月、上宿雍。己酉、王

出兵、五國兵罷、拔衛、迫東郡、其君角率其支屬徙居野王、阻其山以保魏之河內。○魏景濬王二年、秦拔我朝歌。衛徙野王。○楚考烈王二十二年、與諸侯共伐秦、不利而去。楚東徙都壽春、命曰郢。
冠、帶劍。長信侯壽作亂而覺、矯王御璽及太后璽以發縣卒及衛卒、官騎、戒翟君公、舍人、將欲攻斬年宮爲亂。王知之、令相國昌平君、昌文君發卒攻

毒。戰咸陽、斬首數百、皆拜爵、及宦

者皆在戰中、亦拜爵一級。毒等走。

○魏、五年、秦拔我垣、蒲陽、衍。

○相國呂不韋坐嫪毐免。桓騎爲將軍。齊趙

來置酒。

十一年、十一月、獲產。○王翳、桓騎、楊端和攻鄴、取九城。王翳

攻闕與、燎楊、皆并爲一軍。翳將十八

日、軍歸斗食以下、什推二人從軍。取

鄴安陽、桓騎將。○趙攻燕、取狸陽

城。兵未罷、秦攻鄴、拔之。

十二年、四月癸丑、喜治○文信侯不韋死、竊葬。其舍人臨者、晉人

獄郿。

也逐出之、秦人六百石以上奪爵、遷、

五百石以下不臨、遷、勿奪爵。○楚

秦、魏伐楚。

十三年、從軍。○桓騎攻趙平陽、殺趙將扈輒、斬首十萬。

王之河南。十月、桓騎攻趙。○趙、秦

攻武城、扈輒率師救之、軍敗、死焉。

○攻趙軍於平陽、取宜安、破之、殺其將

軍。桓騎定平陽、武城。○趙、秦攻赤

麗、宜安、李牧率師與戰肥下、卻之。

封爲武安君。

十五年、從平陽軍。○大興兵、一軍至鄴、一軍至太原、取狼

孟。○趙、秦攻番吾、李牧與之戰、卻

十六年、七月丁巳、公終。○九月、發卒受地韓南陽假守騰。初令男子
自占年。魏獻地於秦。

十七年、攻韓。○內史騰攻韓、得韓王安、盡納其地、以其

地爲郡、命曰潁川。○韓、秦虜王安、

盡入其地、爲潁川郡。韓遂亡。

十八年、攻趙。正月、○大興兵攻趙、王翳將上地、下井陘、端和

恢生。將河內、羌瘃伐趙、端和圍邯鄲城。

十九年、□□□□南郡。○王翳、羌瘃盡定取趙地東陽、得趙王。引

備敬(警)。兵欲攻燕、屯中山。秦王之邯鄲、諸嘗

與王生趙時母家有仇怨、皆阬之。秦王

還、從太原、上郡歸。趙公子嘉率其宗

數百人之代、自立爲代王、東與燕合

兵、軍上谷。○趙、十月、邯鄲爲秦。

廿年、七月甲寅、嫗終。○燕太子丹患秦兵至國、恐、使荆軻刺秦

韓王居□山。王。秦王覺之。體解軻以徇、而使王

翳、辛勝攻燕、燕、代發兵擊秦軍、秦

軍破燕易水之西。

廿一年、韓王死。昌平。○王賁攻(薊)(荆)。乃益發卒詣王翳軍、遂

君居其處、有死□屬。破燕太子軍、取燕薊城、得太子丹之

首。燕王東收遼東而王之。新鄭反。昌

平君徙於郢。○楚、秦使將軍伐楚、大

破楚軍、亡十餘城。

廿二年、攻魏梁。(09)

○王賁攻魏、引河溝灌大梁城壞、其王請降、盡取其地。○魏、秦灌大梁、虜王假、遂滅魏以爲郡縣。

廿三年、興、攻荆、□□守陽□死。四月、昌文君死。

○秦王復召王翳、彊起之、使將擊荆。取陳以南至平輿、虜荆王。秦王游至郢陳。荆將項燕立昌平君爲荆王、反秦於淮南。

○楚、四年、秦將王翳破我軍於斬、而殺將軍項燕。

廿四年、□□□□王□□。

○王翳、蒙武攻荆、破荆軍、昌平君死、項燕遂自殺。○楚、秦將王翳、蒙武遂破

楚國、虜楚王負芻、滅楚名爲郡云。

廿五年

○大興兵、使王賁將、攻燕遼東、得燕王喜。還攻代、虜代王嘉。王翳遂定荆江南地、降越君、置會稽郡。五月、天下大酺。

廿六年

○齊王建與其相后勝發兵守其西界、不通秦。秦使將軍王賁從燕南攻齊、得齊王建秦初并天下。○齊秦兵擊齊。齊王聽相后勝計、不戰、以兵降秦。秦虜王建、遷之共。遂滅齊爲郡。

廿七年、八月己亥廷食時、產穿耳

○表、更命河爲「德水」。爲金人十二。命民曰「黔首」。同天下書。分爲三十六郡。

睡虎地秦墓竹簡文註解(三)

廿八年、今過安陸。

○表 爲阿房官。之衡山。治馳道。帝之琅邪、達南郡入。爲太極廟。賜戶三十、爵一級。

廿九年 卅年

○表 郡縣大索十日。帝之琅邪、道上黨入。

注 解

(1) この簡には年次以外の記述は全くない。

五は凶版ではXである。五について「説文」は、「X五行也、从二、陰陽在天地間、交午也、凡五之屬皆从五、X古文五省」とする。徐鉉は、「臣鉉等曰、二天地也」という。段玉裁の注には、「古之聖人、知有水火木金土五者而後造此字也」、更に、「二像天地」とし、また、「此謂X也、即釋古文之意、水火木金土相尅相生陰陽交午也」とある。段玉裁の「説文」に於ける注には非常に秀れたものが多い。しかしこの注にはその中であまりに不用意に書かれたものと思われるもの一つである。五は、甲骨文、金文ともにXであり、Xだけのものの字は今の所見当らない。陰陽の考え方が即五行説に繋るわけではないが、陰陽の書「易」が周公によるものという伝説に則ったとしても、「古之聖人、知有水火木金土五者而後造此字也」とはならない。まして五行説の成立はそれから遙か後のことである。白川静「説文新義」に、「すなわち五は防禦の器。これを敷に用いるのは假借。金文に字を横視

の形にかくことが多いのも、もと器形を示す証であるが、早くから数字の五に専用されて、他義に用いる例は殆んどない。ト文に吾と五とを通用し、また酉上に五形を加えた字がある。吾と立意の近い字で、五形のは蓋の象である。「五の古意は御であつたと思われる」とあるのは全く當を得た説解であると言える。御と衛が意味的にも音の上からも通じていることがこれで理解されよう。

(2) 本文四年の条を一応、「喜除安陸御史」と読んでおいた。「戦國策・卷二十八」に、「安邑之御史死、其次恐不得也、輸人爲之謂安令曰、公孫綦爲人請請御史於王、王曰、彼固有次乎、吾難敗其法、因遽置之」とあり、これで見ると御史の存廢を決めるのはやはり王であつたらしい。しかしまた実際に御史をおくかどうかの判断は令にゆだねられていたとも考えられる。「鮑本」の注に、「令聞王言、故立其次、大事記、前漢百官表、監御史、秦官、掌監郡、此策云云、六國已遣御史監掌矣、非獨秦也」とある。つまり御史は本来秦の官位であつたが後には六國ともにそれぞれ御史を置いたらしい。「韓非子・内儲説上・説六」に、「卜皮爲縣令、其御史汗穢、而有愛妾、卜皮乃使少庶子佯愛之以知御史陰情」とある。即ち御史は縣令の下の官である。扱、いま令史であるが、令史は漢代では蘭台尚書の屬官で、居郎の下、文書事務をつかさどつた官の名である。歴代これに依つたのであるが時代が下るに従つてその官位は低いものとなつていった。しかし漢以前の令史がどういったものであつたかは甚だはつきりしない。「史記・項

羽本紀」に、「項梁乃以八千人渡江而西、聞陳嬰已下東陽、使使欲與連和俱西、陳嬰者、故東陽令史、居縣中、素信謹稱爲長者、東陽少年殺其令、」とある。晉灼の集解に、「漢儀注云、令史曰令史、丞史曰丞史」とあるが、令史は後に下つ端役人としての令史を言う語となつたから、この場合には當るまい。また漢代の令史については「通典・職官典・尚書、歷代都事主事令史」に、「令史、漢官也、後漢尚書令史十八人、曹有三人主書、後增劇曹三人、合二十一人、皆選於蘭臺符節簡練有吏能者也」とある。これも「漢儀注」とともに漢代の令史であるが漢以前の令史の職務もある程度は表わしているを見てよいであろう。「史記」の正義に、「楚漢春秋云東陽獄史陳嬰」とあり、また、「項羽本紀」に、「居縣中、素信謹稱爲長者」とあるところからみると、令史は縣令の下にあつて行政の最前線にあり、裁判官なども兼ねていたようである。よつて地方官としては相当高い地位であつたことは疑いなくいようである。喜は二年前に御史となつている。これは大いなる出世である。その背景には、同年韓・魏・趙・衛・楚などが一体となつて秦を攻めた事情があつたであろう。秦が衛を撃つと、衛の君の角は一族を率いて野王にうつつたが、野王はむしろ安陸に近く、秦にとつて南方の備えを更に強化しなければならなかつたのであろう。多くの軍隊が安陸からも発せられたに違ひない。同じ年に秦は魏の朝歌も抜いている。いよいよ軍務が激しくなる中で内政の充実の爲に喜の昇格人事も行われたのであろう。

(3) ここには前文の、「爲安陸令史」にある「爲」の字がない。簡

にもその形跡を探ることは出来ない。しかし後文十二年の条に、「喜治獄鄢」とあるから、それを勘案すればこの文も意味的には「爲鄢令史」なのであろう。鄢は『説文』に、「南郡縣、孝惠三年改名宜城、从邑、焉聲」とある。孝惠三年は、前漢惠帝三年で、惠帝は漢高祖の次の皇帝である。南郡縣は前の安陸も含んでおり、この二地は比較的近い。隔たること約百五十キロぐらいである。この二城市はその大きさもほぼ同じぐらいであったろうし、縣郡の南郡からもほぼ同距離にある。しかし鄢は安陸よりも北方で秦の都咸陽などにはより近接した位置関係にあるから、安陸よりは地理的にはより要地であったにちがいない鄢の令史となったということは喜にとつては更なる出世であったと思われる。前年には、韓、魏、趙、衛、楚などが一体となって秦を攻め、秦がそれに反撃すると衛は魏地の河内郡の野王に徙つたのであったが、この年秦は汲も攻めている。汲はその同じ河内郡の地でしかも野王に頻る近い所である。この年は秦は魏の朝歌も抜いている。朝歌と汲もまた極く近接した地である。秦は徹底して魏を撃つておこうという作戦に出ているものと思われる。その為には前年兵を動かした楚に対して警戒をゆるめる訳にかず、南方に於ける人事も相当綿密に行わねばならなかつたであらう。鄢は元來楚地であった。『秦本紀』によれば、昭王廿四年に秦は楚の頃襄王と鄢で会している。そして廿八年には大良造白起が楚を攻めて鄢を取ったのである。それからは同四十年にして喜がその令史となったのである。因みに鄢は「正義」に、「鄢、於建反、又音偃、括地

睡虎地秦墓竹簡積文註解(三)

志云、故偃城在襄州安養縣北三里、古鄢子之國也」とある。

(4) この簡は年次が記されているのみで他の記述はない。この年は秦王の弟長安君成蟜が趙を攻めた後、秦にそむいた為に長安君を殺すという謂はば内粉のあった年であり、対外的に特筆すべき事はなかつた年ではある。

(5) この簡も八年同様年次のみの記載である。この年は秦王の母大后の寵愛を恣にした長信侯嫪毐が乱を企てたことが最大の紀事である。嫪毐は『説文』の毒の項に、「**毒**、人無行也、从士、从母、賈侍中説、秦始皇母與嫪毐淫、坐誅、故世罵淫曰嫪毐、讀若媵」とその淫名を挙げられている。しかしこの乱は結局発覚し、この『篇年紀』にも後文にその名に見える相国の昌平君、昌文君よつて鎮圧される。

(6) 写真図版では、この簡は何等かの記述があつたようにも思われるが殆んど判然としない。ただこの年は『始皇本紀』に、「大索、逐客、李斯上書説、乃止逐客令、李斯因説秦王、請先取韓以恐他國、於是使斯下韓、韓王患之、與韓非謀弱秦」とあつて、『篇年紀』十七年の条の、「攻韓」の計画がこの年から始められていることが解る。またこの年には大梁の尉繚子が秦に来て、始皇はその計策を採用することになるのである。また文信侯呂不韋の嫪毐に絡んだ失脚もこの年である。

(7) 「獲産」とあるが、写真図版の獲字は解読困難、今単行本に依る。この年喜は二十六才である。獲は喜の年令から言つて恐らく喜の長子であらう。

(8) 治獄とは治獄吏のことであろう。『始皇本紀』三十四年の条に、「適治獄吏不直者、築長城及南越地」とある。これで見ると地方の官ではあっても中央の任命権のもとにあったように思われる。しかしこの官はあまり高尚な官位とは言えなかったようである。この条の文からみても治獄吏であって不正を為す者が多くその不正の程度相当甚しかったものとみられる。裏をかえせば不正を行うことの出来る官位であればある程、それだけ陰然としてではあっても強大な権力を委ねられていたということでもある。警察権、檢察権、裁判権を一手に握っていたわけであるから、その権力の強大さも窺い知れよう。この墓主の喜はこの治獄という官位以上の地位にいたという形跡はこの『篇年紀』からは知られない。にもかかわらず、その彼の墓は大規模ではないにしろその副装品の多さ、埋葬文書の多様さ等からみて、その握り得た権力の強さと、築き得た財の大きさは、ただの下級吏のそれではないということは言えるであろう。それらはこの『篇年紀』から見ると、すべて喜が治獄という官位にいたことによって獲得したものであるかと思われる。『漢書・刑法志』には、「秦有十失、其一尚存、治獄之吏、是也」とあり、宋の王楙の撰になる『野客叢書・五』には、「漢獄固酷、獄吏尤不郵」とあって以降その極悪ぶりが数条に亘って列挙してある。勿論、だからと言って喜がこれと一類の悪徳酷吏であったかどうかは知るよしもない。『史記・項羽本紀』に、「項梁嘗有櫟陽逮、乃請斬獄掾曹咎書抵櫟陽獄掾司馬欣、以故事得已」とある。この文章は些か解しにくいが、

「集解」に、「應劭曰、項梁曾坐事傳繫櫟陽獄、從斬獄掾曹咎取書與司馬欣、抵、歸、已、止也」、「韋昭曰、抵、至也、謂梁嘗被櫟陽縣逮捕、梁乃請斬獄掾曹咎書至櫟陽獄掾司馬欣、事故得止息也」とあるから大意は知れる。この場合の掾、獄、というのは治獄のことであろう。この文によると獄掾は自己の管轄に系る案件のみではなく、他地の獄掾とそれぞれ連係を保ちながら他の獄掾の管轄の案件にまでその力と影響を及ぼしていたということが解る。よって『史記・曹相國世家』に、「平陽侯曹參者、沛人也、秦時爲沛獄掾、而蕭何爲主吏、居縣爲豪吏矣」とある記述も、特に「豪吏」という言葉の意味が、この場合の喜にもそのままあてはまるであろう。因みにこの「睡虎地秦墓竹簡」の中にも「封診式」と呼ばれる文書があり、その中の「治獄」の項には、「治獄、能以書從迹其言、毋治(答)諒(掠)而得人請(情)爲上、治(答)諒(掠)爲下、有恐爲敗」とあって、適正な審理の遂行と法の施行を促し、強引な追査や拷問などを戒めている。これは所謂秦律の基本的な考えを示したものにすぎないであろうが、その律の枠からはずれた所では更に強引で苛酷な「法」の執行と収奪が行われていたであろうことは想像に難くない。

(9) 「從軍したのは勿論墓主の喜自身である。前掲『曹相國世家』の平陽侯曹參も沛の獄掾であったが、「高祖爲沛公而初起也、參以中涓從、將擊胡陵、方與、攻秦監公軍、大破之」とあるように、喜とはその立場は異なるが情況はほぼ同じである。『秦始皇本紀』によれば、この年秦の桓齮が趙の平陽を攻め、趙の將扈輒を殺し

て首十万を斬っている。この戦いは結着がつかず、十月にまた桓騎は趙を攻めている。この二回に亘る趙への進攻のうちのいづれかに喜も従軍したであろう。同年に秦王は河南に巡遊しているが、これには軍の移動は伴はなかったようであるから、恐らくこの巡遊に喜が従ったことではあるまい。

(10) この簡は年次以外に何等かの記事が書かれていたのではないかと思わせる痕跡が見られる。しかしそれが何であったかは、今となつては全く解らない。

(11) 『秦始皇本紀』の十三年の条には、「桓騎攻趙平陽、殺趙將扈輒、斬首十萬」、「十月、桓騎攻趙」とある。「正義」には、「括地志云、平陽故城在相州臨漳縣西二十五里、又云、平陽、戰國時屬韓、後屬趙」とあるから、平陽はもとと韓地であったのが韓の勢力後退とともに北方の趙が侵攻し、趙領となった所である。この頃即ち戦国末期に於ては最も秦に隣接した地域であった。この『本紀』と同年の条を『趙世家』で見ると、幽繆王遷二年の項に、「秦攻武城、扈輒率師救之、軍敗、死焉」とあり、秦が攻めたのは平陽でなくて武城ということになっている。そこで「集解」もその点に疑問を抱いたと見えて、「徐廣曰、年表云、秦拔我平陽」とことわっている。今、武城が何処の地を指しているか知られないが、『本紀』十四年に、「桓騎定平陽、武城」という書き方がされている所を見ると、平陽と武城は極く近隣の地のように思われる。しかし趙將扈輒が桓騎によって殺されたのは、『本紀』では平陽、『趙世家』では武城ということになって矛盾がある。いま

睡虎地秦墓竹簡積文註解(三)

『篇年紀』のこの記事を合せ考えてみるに、やはりこの時の趙への進攻は、平陽に於ける戦役がその中心であったことが解る。扈輒の「死焉」も平陽であろう。故に、『趙世家』に武城と言ひ、或いは平陽と武城を並列しているのは、記述上の誤りか或いは、武城というのは平陽の別名ということにならう。恐らく平陽という名は秦領に組み込まれた以降の呼び名であり、韓や趙にあった頃、或いはそれ以前は武城といわれていたのであらう。いづれにしても『篇年紀』のこの記事は、『趙世家』の武城が、『本紀』の平陽とは全く別の地の名である訳ではないということをも裏づける根拠の一つとなりうるかもしれない。また『秦始皇本紀』十四年の条には、「攻趙軍於平陽、取宜安、破之、殺其將軍、桓騎定平陽、武城」とある。宜安については「正義」に、「括地志云、宜安故城在常山藁城縣西南二十五里也」とある。『趙世家』の幽繆王遷三年には、「秦攻赤麗、宜安、李牧率師與戰肥下、卻之、封牧爲武安君」とあり、宜安については「正義」は、「括地志云、宜安故城在恒州藁城縣西南二十里也」とあって常字と恒字が通用されている。肥については「正義」は、「括地志云、肥藁故城在恒州藁城縣西七里、春秋時肥子國、白狄別種也」とある。『本紀』と『世家』の記事は互いに矛盾しているかに見がるが、実は『本紀』の記事が先で、その後にくるものが『世家』の記事なのであらう。即ち秦軍が平陽を攻め、宜安を取ったあと更に肥下に軍を進めようとして、李牧の反撃に逢ったものと解される。李牧が封ぜられた武安は、邯鄲の西北約三十キロのあたりである。『趙世家』

七

によれば、邯鄲が秦の領土となるのは遷王八年十月のことである。この時より五年後ということになる。しかし遷王七年に李牧は誅せられているから、恐らくその時に武安も秦軍の手に落ちたのであろう。扱、『篇年紀』十五年の条には、「従平陽軍」とある。これは趙を攻める為に平陽に向う秦軍に、喜も従軍したということである。しかし『秦始皇本紀』によれば、この年秦は大いに兵を興してはいるが、一軍は鄴へ、一軍は太原へであつて、平陽ではない。鄴は邯鄲の南約四十キロの所、太原では狼孟を取つており、これは太原市の北東約三十キロの所では、平陽からは更に北東約二百五十キロで、両城とも平陽からは遠く隔つてゐる。秦が平陽に向つて軍を動したのは已に前に見て来た如く、十三年、十四年である。しかも十四年には已に、「桓齮定平陽」であるから、十五年にはもう軍を平陽へ動かす必要はなくなつてゐるはずである。それではこれ等の記述はどのように解釈すればよいのだろうか。『篇年紀』は何と言つても同時代史料といふべきであるから、やはり、十五年、秦軍の平陽攻めは最も信頼性のある記述と言わねばなるまい。そうすると『本紀』『世家』の記事の方が史実との間に何かの齟齬があるものと考へねばならない。この『篇年紀』はこれまでも『秦本紀』『秦始皇本紀』との間に、その史的記述の年次に於いて一年の差違があるものがいくつかあつた。例えば昭王五年の「歸蒲反」、八年「新城歸」、十八年「攻蒲反」などがそれである。この場合も多分それ等に類するもので、何等かの理由によつて、『篇年紀』の篇年次が、『史記』のそ

れよりも早くなつてゐるのであろう。

(12) 公は『説文』に、「平分也、从ハ、从ム、ハ猶背也、韓非曰、背ム爲公」とある。引用された『韓非子』は、「五蠹第四十九」の、「古者蒼頡之作書、自環者謂之私、背私謂之公、公私之相背也、乃蒼頡固以知之矣」に依つたものである。しかし『説文』のこの説解は、公字の来源をあまり明白にしてゐるとは言えない。公は卜辞では同、ハ、金文ではム、ハである。これは種族的巫祝の箱をついたて状のもので外界と庶断して守つてゐるか、或いは金文のものは箱の上に修祓の爲のよりしるをつけて、これもやはり固く守つてゐる象形であろう。つまり公は本来神聖なものといふ意味を表わしたものと思われる。そこから引伸されて公字は多様な意味を持つようになった。そのうちここに当てはまるようなものは、『史記・外戚世家』の、「封公昆弟」の索隱に、「公祖也」か、『廣雅・釋親』に、「公父也」か、或いは、『儀禮・既夕禮』、「公國君也」の疏にある、「臣皆尊其君呼之曰公」ぐらゐであろうか。この『篇年紀』は極めてプライベートルな年次紀であつて、これまで喜が事えたであろう公のこと、或いはその周囲の臣については全く触れる所がない。よつてここだけ喜の君公のことと取ることは出来ない。また公には祖、或いは祖父の意味もあるが、そうするとここでは父についての記述がなくなる。この公はやはり父の意に取るべきものと思われる。占は『説文』に、「祖兆問也、从ト从ロ」とある。ト辞ではト、ロで表わされ、ト辞の釈文としては、「ウラナイミテ」と訓じられる。トは甲骨に表われたひび

割れ、卜兆を象したものの。下のUは卜鑽を表わしたものであろう。それを囲むのはその卜辞の結果を絶対的なものとして固定化されているということを抽象的にか、或いは何か箱状のものに入れているに表わしているのであろう。『説文通訓定声』には、占字の意味が敷衍されたものとして、「占、段借爲帖、史記平準書、各以其物自占、索隱、自隱度也、漢書注、各隱度其財物多少而爲名簿、送之于官也、昭帝紀、令民得以律占租、注、謂自隱度其實、定其辭也、下又言、占、名數、其義並同、今猶謂獄訟之辨曰占、皆其意也、宣帝紀、流民自占八萬餘口、注、謂自隱度其戶口、而著名籍也」とある。この記述は、引用した『本紀』の、「初令男子書年」とほぼ一致する。即ち占は自署するという意味であるから、秦はこの年はじめて男子に自からその年令を申し出書かせたのである。始皇帝は多くの政治上の改革を行った。例えばその中には文字の統一や、度量衡の統一など、秦の富国強兵策を遂行する上で極めて重要な改革が含まれているが、この「自占年」も非常に重要な政令といえる。つまり男子に年齢を自から申し出させるということは、謂ば男子に関する戸籍を作るといふことである。それによって、秦はいつでも兵役、労役に使う男子を徵発することが出来るし、また税の負担割当て、徵収もどどこりなく遂行出来るようになるのである。こうした政策も、以後ますます秦が国力を増強させていく原動力となったことは疑いない。こうした秦史にとってのみならず、東アジア史全体にとっての重要な事実が、この『篇年紀』によって追確認された意義は極

睡虎地秦墓竹簡積文註解(三)

めて大きいと言える。

(13) 秦が始皇帝の代になってはじめて韓を攻めたのは始皇三年のことであった。『秦始皇本紀』に、「蒙驁攻韓、取十三城」とあるのがそれである。しかし秦が本当に韓を亡ぼそうと決めたのは始皇十年のことである。時に李斯は秦に、「請先取韓以恐他國」と説き、秦は、「於是使斯下韓」ことをはかりめぐらしはじめたのであった。『秦始皇本紀』は、この後、「韓王患之、與韓非謀弱秦」と記している。韓王安も、韓非もこの時已に李斯の策略を知っていたのである。韓王安にとって頼るべき人物は韓非しかいなかったようである。またそれ程韓非が人並み秀れた頭脳を持っていたということであろう。それは現存する『韓非子』五十五巻を見ても明かである。しかし韓王安はどちらかと言えば愚鈍であった。に本当に韓非を登用したのは秦へ使いをさせた時のみであった。抑々秦王が韓を攻めさせたのはすぐれた韓非に逢いたいと願ったからであり、そしてその韓非が秦王に会う時はまた韓非の命の尽きる時でもあったと、『史記・韓非列伝』は詳しく述べている。『秦始皇本紀』は、十四年の条に、「韓使秦、秦用李斯謀、留非、非死雲陽、韓王請爲臣」と記す。韓非を失った韓王安はもはや国を保つ意志さえもなくなったと思われる。故に十六年の、「九日、發卒受地韓南陽假守騰」というのも、この南陽は、韓が戦うことなく自発的に差し出したものようである。よって十七年の「内史騰攻韓」は、『篇年紀』の方にも、「攻韓」と見えるが、これは殆んど韓の抵抗を受けることなく行われたのであろう。その結果

九

韓王安は捕虜となり、「得韓王安、盡納其地、以其地爲郡、命曰潁川」と『本紀』には記されているのである。韓非について『韓世家』は、「王安五年、秦攻韓、韓急、使韓非使秦、秦留非、因殺之」とあり、この王安五年は、『史記・年表』によれば、秦始皇十三年に当る。これは『始皇本紀』の十四年と一年差異が生じている。恐らく、これは『本紀』には書かれていないが、『世家』の、「秦攻韓」が十三年で、それ以下の記述、即ち韓非が秦に使し、殺害されたのは十四年のことなのであろう。また『韓世家』は、その終りを、「九年、秦虜王安、盡入其地、爲潁川郡、韓遂亡」と結んでいる。因みに潁川郡は、洛陽をその中心とする三川郡の東に隣接する小郡である。

(14) 『本紀』に、「大興兵攻趙、王翳將上地、下井陘、端和將河内、羌瘁伐趙、端和圍邯鄲城」とあり、『篇年紀』の、「攻趙」と一致する。上地は「正義」によれば、「上郡上縣、今綏州等是也」とあるから、咸陽を中心とした内史の東よりの北の地を指すのである。井陘は「集解」に、「服虔曰、山名、在常山、今爲縣、音刑」とある。恒山郡、石家荘の北西四十キロにある。恢もやはり喜の息子であろうか。前の獲と用字の上で関連がないようであるが、董同禎、カールグレン周法高による古代復原音は、それぞれ下段の表の如くである。

いま秦代の音は全く解らないが右の表から推測すると、この両字は音的に何かの関係があったものと考えられよう。生はいままの産と同様ないられ方である。生は『説文』に、「進也、象

	董同禎 Archaic Chinese reconstructed	高本漢 Archaic Chinese reconstructed	高本漢 Ancient Chinese reconstructed	周法高 Archaic Chinese reconstructed	周法高 Ancient Chinese reconstructed
(入)獲 (平)恢	ɣwák kwə̀g	g'wák k'wə̀g	ɣwək k'uâi	grwak kwə̀jn	ɣuak kuθi

艸木生出土上」とある。生は自動詞にも他動にも使われる。『詩経・小雅・斯干』に、「乃生男子、載寢之牀」とあり、『禮記・内則』に、「妻將生子、及月辰、居側室」とあるのはいずれも他動詞である。また『廣雅・釋親』に、「人十月而生」とあり、『書経・堯典』に、「舜生三十、徵庸三十、在位五十載、陟方乃死」などの例は自動詞である。産は『説文』に、「生也、从生彥、省聲」とある。『正字通』に、「産、婦生子曰産」とある。『禮記・郷飲酒義』に、「産萬物者聖也」とある。これ等は他動詞。『漢書、宣帝紀』に、「金芝九莖、産于函德殿銅池中」とあるのは自動詞である。この『篇年紀』では、今廿七年の、「産穿耳」だけが他動詞として使われている。

(15) 『秦始皇本紀』に、「王翳、羌瘁盡定取趙地東陽、得趙王」とある。「索隱」に、「趙王遷也」とし、「正義」に、「趙幽繆王遷八年、秦取趙地至平陽、平陽在貝州歷亭縣界、遷王於陵」とする。即ち、趙王は二年秦軍の捕虜となり、趙は亡びたのである。故に「秦王之邯鄲」とあって、秦王が趙の都である邯鄲へ入

って幼時の母家の仇怨を晴したのである。「趙世家」は簡単に、幽繆王遷「七年、秦人攻趙、趙大將李牧、將軍司馬尚將、擊之、李牧誅、司馬尚免、趙忽及齊將顏聚代之、趙忽軍破、顏聚亡去、以王遷降、」と記した。「八年十月、邯鄲爲秦」とするのみである。ただ「集解」には、「淮南子云、趙王遷流於房陵、思故郷、作爲山水之謳、聞之者莫不流涕」と、あまり他の部分の注解には見られないような注を施しているのは興味深い。かくして趙は滅びたのであるが、「本紀」は更に、「趙公子嘉率其宗數百人代之、自立爲代王、東與燕合兵、軍上谷、」と記す。しかしこれはすぐに制圧され、「本紀」始皇二十六年の秦王の言葉に、「趙公子嘉乃自立爲代王、故舉兵擊滅之」とする。また「燕召公世家」今王喜三十三年の条には、「秦拔遼東、虜燕王喜、卒滅燕、是歲、秦王賁亦虜代王嘉」とあって、趙公子である代王嘉も結局は秦の捕虜となるのである。いまこの「篇年紀」はこの年秦は南部に備えをしたように記されている。これについては、始皇二十六年の「本紀」に、「秦初并天下、令丞相、御史曰」とし、その中に、「荆王獻青陽以西、已而畔約、擊我南郡、故發兵誅、得其王、遂定其荆地」とあるのを指しているよう。しかし「楚世家」はこれについて全く触れる所がない。例えば幽王の十年からの記述をみると、「十年、幽王卒、同母弟猶代立、是爲哀王、哀王立二月餘、哀王庶兄負芻之徒襲殺哀王而立負芻爲王」とあり、内紛のみにあけられていた。こうした楚が秦の南郡を撃する余裕があるとは思われない。これは多分に秦王の自己正当化の為に脚色が施してあるの

睡虎地秦墓竹簡文註解(三)

であろう。ただ「荆王獻青陽以西」というのは、「楚世家」、「考列王元年、納州于秦以平、是時楚益弱」をさしているものと思われる。「集解」に、「徐廣曰、南郡有州陵縣」とあり、たとえ楚が本心に秦の郡を侵すことがあったとしても、もともとそれは楚の領土であったという意識があったからであろう。

(16) 嫗は「説文」に、「母也、从女、區聲」とある。喜の母親のことであろう。終は「説文」に、「綵絲也、从糸、冬聲、凡古文終」とあるが、段玉裁は、「按、綵字恐誤、疑下文縑字之譌取其屬也、廣韻云、終極也、窮也、竟也、其義皆當作冬、冬者四時盡也、故其引申之義如此、俗分別冬爲四時盡、終爲極也、窮也、竟也、乃使冬失其引申之義、終失其本義矣」と注している。これは解釈としては甚だ楽しいが、しかし恐らく正しくはあるまい、凡が冬の古文で、糸を止める為にその先端に作られた糸のタマを象したものであり、それ自身が終の意味を持つものである。所謂冬(フユ)はその引申された意味である。「釋名・釈喪制」に、「終・尽也」とあるのや、「周禮・疾醫」に、「死終則各書其所以」、「禮記・檀弓」に、「君子曰終、小人曰死」とあるのが、終の死の意味に使われた例である。これは、喜の母親が死んだということを表わしている。次いで「篇年紀」には、「韓王居□山」とあるが、韓については、十七年に滅んだ以後は「史記」に全く登場しない。ただ「始皇本紀」二十六年の詔辞に、「魏王始約服入秦、已而與韓、趙謀襲秦、秦兵吏誅、遂破之」とある。これは詔辞の記述順序から言えば、趙公子嘉を撃った後、楚を威ぼす前である。

韓王はこの時までどこかに遷されていたのであろう。趙王は房陵にうつされていた。そこで魏を合せた三者の謀議となったと思われるが、所詮は実行に移されることはなく、単なる謀で終わったのであり、またそれを口実として秦王は韓王を殺したのかもしれない。それが『篇年紀』廿一年の、「韓王死」であると思われる。因みにこの年はまた、「風蕭蕭兮易水寒、壯士一去不復還」で有名な荊軻が、始皇帝を刺しに出かけたが失敗した年でもある。それによって次の年、燕の太子丹は秦軍によって殺され燕は亡びるのである。

(17) 昌平君については『秦始皇本紀』の九年に、「長信侯**毒**作亂而覺、矯王御璽及太后璽以發縣卒及衛卒、官騎、戎翟君公、舍人、將攻斬年宮爲亂、王知之、令相國昌平君、昌文君發卒攻**毒**」とある。「索隱」に、「昌平君、楚之公子、立以爲相、後徙於郢、項燕立爲荊王、史失其名」とある。昌平君ははじめ秦王に信賴厚く、**毒**討伐に向かわされる程であった。この時は多分咸陽に近い所、即ち、新鄭あたりに居たのであろうが、新鄭で乱が起きたので、昌平君がそれに乘じて力を得ることを恐れた秦王は、南陽郡の郢まで、昌平君をひき離したのであろう。郢の地は『篇年紀』の主人公喜の出身地安陸、或いは令史となっている郢とは比較的近い。喜はこの昌平君と何等の交流があったのかもしれない。「史失其名」者をわざわざここに書留めたのはそれだけの理由が喜にはあったに違いない。

(18) 同年の『秦始皇本紀』には、「王賁攻魏、引河溝灌大梁城壞、」

とある。大梁とは『篇年紀』に言う梁であり、魏の都である。現在の河南省開封市である。河溝、と言うのは勿論黄河から直接か或いは黄河からの流れである。所謂水攻めである。このあと魏王は、「請降」、秦は、「盡取其地」とある。「魏世家」によれば、「秦灌大梁、虜王假、遂滅魏以爲郡縣」とある。この年魏は滅亡したのである。このときの魏進攻の理由が、秦王によれば韓・趙と謀って秦を襲うとしたからだということになるのである。

(19) 輿は『説文』に、「起也、从舁、从同、同力也」とある。「大輿兵」の輿の意味である。荆は『説文』に、「楚木也、从艸、刑聲、**荆**古文荆」とある。「爾雅・釋地」に、「漢南曰荆州」とある。

『春秋左伝・莊公十年』の、「荆敗蔡師于莘」の杜預の注に、「荆、楚の本號」とある。また『呂氏春秋・初音』の、「周昭王親將征荆」の高誘の注に、「荆、楚也、秦莊王諱楚、避之曰荆」とある。荆とは楚のことである。後文は、誰かが陽某という地を守って死んだというのであろう。それは恐らく楚の地であり、死んだ者は楚の武將であったにちがいない。昌文君については昌平君と同様、同時に秦の臣となり、**毒**を攻めるに参預するが、それ以上については、『本紀』の「索隱」に、「昌文君、亦史失其名」とあるのみである。この年『始皇本紀』は、「荆將項燕立昌平君爲荆王、反秦於淮南」と記す。しかし『楚世家』では、「四年、秦將王翦破我軍於**郢**、而殺將軍項燕」とあって、その計画はすぐに失敗し、項燕は殺されている。項燕は衰微した楚を、親族同志の骨肉の争いに汚れた王負芻によってではなく、昌平君によって再興

しようとしたのである。

② 『秦始皇本紀』は同年の記述に、「王翦、蒙武攻荆、破荆軍、昌平君死、項燕遂自殺」とする。項燕の死は、『楚世家』の記述より一年後のこととしているばかりでなく自殺としているのであるが、『史記・項羽本紀』の冒頭は、「項籍、下相人也、字羽、初起時、年二十四、其季父項梁、梁父即楚將項燕、爲秦將王翦所戮者也、項氏世爲楚將、封於項、故姓項氏」とある。即ち項燕は『楚世家』と同様殺されたことになっている。これについては「索隱」が、「此云爲王翦所殺、與楚漢春秋同、而始皇本紀云項燕自殺、不同者、蓋燕爲王翦所圍逼而自殺、故不同耳」と解説している。いずれにしてもこの年、『楚世家』に、「秦將王翦、蒙武遂破楚國、虜楚王負芻、滅楚名爲郡云」とあるように楚は亡びたのである。いま『篇年紀』の記事は全く解らないが、以上の各文からみて、恐らく、「攻虜楚王負芻」ぐらいの所ではなからうか。

② この『篇年紀』は、前にも述べた如く極めて私的な大事紀である。その意味から、昌平君も、昌文君も喜にとつては何等の関係があったものと思われる。昌文君の方はいま何も資料がないから取り上げないが、昌平君の方は喜のいた場所の極く近くの郢で荆王となつたのである。喜の立場は相当複雑であつたにちがいない。廿五年、廿六年の無記述はそのあたりを暗に示しているようではない。廿五年には、王翦は荆、江南の地を平定している。これは当然様々な余波が喜のもとへ押し寄せたにちがいない。喜はそれにも拘わらずただじつと時の流れ、波のおさまるのを見て

睡虎地秦墓竹簡文註解(三)

いただけなのだろう。特に廿六年は、斉を倒して名実ともに秦が初めて天下を統一した年である。これは歴史的な大事業である。にもかかわらず喜はこれについても全く記する所がない。何か身辺の苦痛のようなものが、この空白の内に読みとれるような気がする。

③ 廷は『説文』に、「朝中也、从廾、壬聲」とある。康殷は、「由銘文『中廷……』知廷字指宮廷建築中的某一部分」と言っている。しかしこの場合はそこから引伸された意味を表しているものと思われる。即ち『古籀篇』に、「人直立地上、容形端正、故訓善也」といい、『集韻』に、「廷、正也、直也」とあるのがそれである。「食時」というのは昭王卅五年の「喜産」の所に見える「鶏鳴時」と同じ言方で、物を食う時のこと、『左伝・昭公五年』に、「明夷、日也、日之數十、故有十時、亦當十位、自主已下、其二爲公、其三爲卿、日上其中、食日爲二、旦日爲三」とあり、その食日についての杜預の注に、「日中當王、食時當公、平旦爲卿、鶏鳴爲士」とある。つまり、食時とは朝食の時間を言っているのである。また『詩經・鄘風・蝦蟇』に、「朝饘于西、崇朝其雨」とあり、その伝には、「饘升、崇終也、從旦至食時爲終朝、」とあり、この場合の食時も朝食時の意である。「毛伝」は更に続けて、「饘云、朝有升氣於西方、終其朝則雨氣應、自然以言、婦人生而有適人之道、亦性自然」とある。この『篇年紀』の場合は、「升氣」「雨」は関係はないが、そしてまた「穿耳」というのがへ睡虎地秦墓竹簡整理小組が、「當爲女孩名」というように女兒の

一三

名であるとすれば、「食事」に婦人が生れるということは非常によい事なのであるという俗習があったのかもしれない。そうすれば、今まで何人かの男子が生れているにもかかわらず、この時だけ、「産穿耳」というように産字を他動詞として能動的に使った意味が汲み取れる。

㉒ 『始皇本紀』によると始皇はこの年、泰山で封禪を行った他に、「於是乃並勃海以東、過黃、睡、窮成山、登之罘、立石頌秦德焉而去、南登琅邪……」などの東方への巡幸、また、「乃西南渡淮水、之衡山、南郡、浮江、至湘山祠、逢大風、幾不得渡、……上自南郡由武關歸」と南郡方面への巡幸を行っている。いま『篇年紀』に見える、「今過安陸」というのはこの南郡から帰る時に安陸をよぎったのであろう。この今の字は今上皇帝の意味の今であって「イマ」ではない。時に喜四十三才である。

㉓ 『史記・表』に、「郡縣大索十日」とあるのは、『本紀』の、「始皇東游、至陽武博狼沙中、爲盜所驚、求弗得、乃令天下大索十日」のことを言っているのである。そしてこの盗こそ後に漢祖の師となった張子房のことである。いよいよこのあたりから已に、秦始皇に公然と反意をあからさまにする勢力が動きはじめるのである。

㉔ 『始皇本紀』も、「三十年、無事」と記するのみで他の記述は全くない。しかしこの年こそ恐らく、『篇年紀』の主人公喜の没年なのであろう。『篇年紀』はこの年でそのすべての記述を終っているからである。

(一九八九年十二月二五日受理)

睡虎地秦墓竹簡积文註解(三)

